



新潟県報

発行 新潟県
第 42 号
 平成27年6月2日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 844 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2及び第5条の3により知事が定める額の一部改正（総務事務センター）
- 845 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2により知事が定める額の一部改正（総務事務センター）
- 846 知事指定薬物の失効（医務薬事課）
- 847 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 848 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 849 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 850 基本測量の実施通知（監理課）

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民生活課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局総務課）

告 示

◎新潟県告示第844号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年新潟県条例第42号）第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により、平成17年6月新潟県告示第1360号（新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により知事が定める額）の一部を次のとおり改正する。

平成27年6月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 年齢階層、最低限度額、最高限度額			1 年齢階層、最低限度額、最高限度額		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	<u>4,475円</u>	<u>13,005円</u>	20歳未満	<u>4,308円</u>	<u>13,040円</u>
20歳以上25歳未満	<u>5,030円</u>	<u>13,005円</u>	20歳以上25歳未満	<u>5,024円</u>	<u>13,040円</u>
25歳以上30歳未満	<u>5,585円</u>	<u>13,573円</u>	25歳以上30歳未満	<u>5,611円</u>	<u>13,447円</u>
30歳以上35歳未満	<u>6,069円</u>	<u>16,192円</u>	30歳以上35歳未満	<u>6,104円</u>	<u>16,281円</u>
35歳以上40歳未満	<u>6,475円</u>	<u>18,680円</u>	35歳以上40歳未満	<u>6,524円</u>	<u>18,834円</u>
40歳以上45歳未満	<u>6,729円</u>	<u>21,472円</u>	40歳以上45歳未満	<u>6,601円</u>	<u>21,784円</u>
45歳以上50歳未満	<u>6,654円</u>	<u>23,984円</u>	45歳以上50歳未満	<u>6,708円</u>	<u>24,532円</u>
50歳以上55歳未満	<u>6,474円</u>	<u>25,191円</u>	50歳以上55歳未満	<u>6,375円</u>	<u>25,376円</u>

55歳以上60歳未満	5,878円	24,139円	55歳以上60歳未満	5,922円	24,114円
60歳以上65歳未満	4,731円	19,385円	60歳以上65歳未満	4,723円	19,167円
65歳以上70歳未満	3,930円	15,991円	65歳以上70歳未満	3,930円	15,001円
70歳以上	3,930円	13,005円	70歳以上	3,930円	13,040円

附 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- 改正後の規定は、平成27年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

◎新潟県告示第845号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年新潟県条例第42号）第10条の2の規定により、平成16年6月新潟県告示第1391号（新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める金額）の一部を次のとおり改正する。

平成27年6月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 知事が定める額			1 知事が定める額		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>10万4,570円</u> を超えるときは、 <u>10万4,570円</u> ）	常時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>10万4,290円</u> を超えるときは、 <u>10万4,290円</u> ）
	(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>5万6,790円</u> 以下であるときに限る。）	月額 <u>5万6,790円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）		(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>5万6,600円</u> 以下であるときに限る。）	月額 <u>5万6,600円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用	その月における介護に要す	随時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用	その月における介護に要す

	を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	る費用として支出された費用の額（その額が <u>5万2,290円</u> を超えるときは、 <u>5万2,290円</u> ）	を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	る費用として支出された費用の額（その額が <u>5万2,150円</u> を超えるときは、 <u>5万2,150円</u> ）
	(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>2万8,400円</u> 以下であるときに限る。）	月額 <u>2万8,400円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）	(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>2万8,300円</u> 以下であるときに限る。）	月額 <u>2万8,300円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）

附 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- 改正後の規定は、平成27年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

◎新潟県告示第846号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年6月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 失効する知事指定薬物の名称
 - 2-（4-クロロ-2，5-ジメトキシフェニル）-N-（3，4，5-トリメトキシベンジル）エタンアミン（通称名：30C-NBOMe）及びその塩類
 - 2-（4-エチル-2，5-ジメトキシフェニル）-N-（2-メトキシベンジル）エタンアミン（通称名：25E-NBOMe）及びその塩類
 - 3-[2-(2-メトキシベンジルアミノ)エチル]キナゾリン-2，4（1H，3H）-ジオン（通称名：RH-34）及びその塩類
- 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。
- 失効年月日

平成27年6月1日
- 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

◎新潟県告示第847号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、村上市の三面川沿岸土地改良区の定款の変更を平成27年5月25日認可した。

平成27年6月2日

新潟県村上地域振興局長

◎新潟県告示第848号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、五泉市の十全土地改良区の定款の変更を平成27年5月25日認可した。

平成27年6月2日

新潟県新潟地域振興局長

◎新潟県告示第849号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南魚沼市の南魚沼土地改良区の定款の変更を平成27年5月26日認可した。

平成27年6月2日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第850号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年6月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 基本測量（基本重力測量）
- 2 作業期間 平成27年6月15日から平成28年2月28日まで
- 3 作業地域 新潟市、長岡市、柏崎市、阿賀野市

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成27年6月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日
平成27年5月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人悠藍睦会
- 3 代表者の氏名
君嶋 昇
- 4 主たる事務所の所在地
妙高市栄町3番1号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域に住む障害のある方・福祉サービス利用者に対して、地域生活支援や就労支援事業を行い、障害者の自立した地域生活への実現に寄与し、事業を通じて地域住民、市民への障害者理解を深める事を目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
保健、医療又は福祉の増進を図る活動。
- 7 定款の変更内容

変	更	後	変	更	前
---	---	---	---	---	---

<p>(事業所) 第2条 この法人は、主たる事務所を<u>新潟県妙高市大字姫川原544番地6</u>に置く。</p> <p>(目的) 第3条 この法人は、地域に住む障害のある方・福祉サービス利用者に対して、地域生活支援や就労支援事業を行い、障害者の自立した地域生活への実現に寄与し、事業を通じて地域住民、市民への障害者理解を深める<u>こと</u>を目的とする。</p> <p>(事業) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業</u></p> <p>(機能) 第23条 (略) (1)～(3) (略) (4) <u>事業報告及び活動決算</u> (資産の構成) 第39条 (略) (1)～(3) (略) (4) <u>財産から生じる収益</u> (5) <u>事業に伴う収益</u> (6) <u>その他の収益</u> (事業計画及び予算) 第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>活動予算</u>は、理事長が作成し、理事会の議決を経たのち、総会に報告しなければならない。 (暫定予算) 第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に<u>準じ収益費用を講じることが</u>できる。 2 前項の<u>収益費用</u>は、新たに成立した予算の<u>収益費用</u>とみなす。 (事業報告及び決算) 第46条 この法人の事業報告書、<u>活動計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 (定款の変更) 第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>事項</u>については、<u>所轄庁の認証</u>を得なければならない。</p>	<p>(事業所) 第2条 この法人は、主たる事務所を<u>新潟県妙高市栄町3番1号</u>に置く。</p> <p>(目的) 第3条 この法人は、地域に住む障害のある方・福祉サービス利用者に対して、地域生活支援や就労支援事業を行い、障害者の自立した地域生活への実現に寄与し、事業を通じて地域住民、市民への障害者理解を深める<u>事</u>を目的とする。</p> <p>(事業) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 <u>障害福祉サービス事業の経営</u></p> <p>(機能) 第23条 (略) (1)～(3) (略) (4) <u>事業報告及び収支決算</u> (資産の構成) 第39条 (略) (1)～(3) (略) (4) <u>財産から生じる収入</u> (5) <u>事業に伴う収入</u> (6) <u>その他の収入</u> (事業計画及び予算) 第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>収支予算</u>は、理事長が作成し、理事会の議決を経たのち、総会に報告しなければならない。 (暫定予算) 第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に<u>準じ収入支出することが</u>できる。 2 前項の<u>収入支出</u>は、新たに成立した予算の<u>収入支出</u>とみなす。 (事業報告及び決算) 第46条 この法人の事業報告書、<u>収支計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 (定款の変更) 第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>軽微な事項</u>を除いて<u>所轄庁の認証</u>を得なければならない。</p>
--	--

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、多目的X線TV撮影装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達はWTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成27年6月2日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

多目的X線TV撮影装置 2式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年9月15日（火）

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成27年6月12日（金）午後5時00分

4 入開札の日時及び場所

平成27年6月18日（木）午前10時00分

新潟県立中央病院講堂1

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟

県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Radiographic X-ray systems [2]set

(2) Deadline for bid submission:

10:00A.M. June 18, 2015

(3) For more information, contact:

Management Division,

Department of Administration,

Niigata Prefectural Central Hospital

*address:

205 Shinnan-cho, Joetsu-City, Niigata

〒943-0192

JAPAN

TEL 025-522-7711 Ext. 2329